

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【大和田紀寺線の変更】

次の付議案を提出する。

平成24年12月20日

奈良県都市計画審議会会長

都計第82号の2

平成24年12月17日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【大和田紀寺線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・3・5号大和田田紀寺線を3・3・5号八条紀寺線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な經過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・5	八条紀寺線	奈良市八条五丁目	奈良市南紀寺町一丁目	奈良市八条二丁目、三丁目、四丁目、大和町一丁目、二丁目、東九条町、桂木町、南紀終町二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、村塚町、南村塚町	約3,300m	地表式	4車線	24m (24~28m)	JR関西本線と立体交差 京奈和自動車道と立体交差 JR桜井線と立体交差 幹線道路と平面交差5箇所	すべて奈良国際文化観光都市建設計画道路

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 大和田紀寺線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 大和田紀寺線（以下「当該路線」という。）は、起点を奈良市大和田町、終点を奈良市南紀寺町1丁目とし、（都）国道24号バイパス線（（都）は都市計画道路の略）、（都）大和中央道および（都）高山富雄小泉線と連絡する標準幅員24m、4車線、延長約8,110mの幹線街路である。

当初、昭和13年に「1.（3）隊帯解線」として都市計画決定後、昭和41年に「1・3・3六条第二阪奈線」として都市計画変更された。

その後、平成4年に「3・3・5大和田紀寺線」として都市計画変更され、最終平成15年に車線明記が行われている。

2. 都市計画道路変更の内容

（1）変更の理由

当該路線は、昭和41年、京阪神大都市から流入する住宅需要に呼応して計画される奈良市西郊地域の開発地区を系統的に連携させる道路網や、国際観光都市としての観光ルートを形成する（都）六条第二阪奈線として都市計画決定された。

平成4年、（都）国道163号バイパス線から（都）郡山斑鳩線（国道25号）までを南北に結び、県北西部における主要な幹線道路として地域の交通の円滑な処理や土地利用の改善等、都市機能の一体的な発展を図るために都市計画決定された（都）高山富雄小泉線に接続する（都）大和田紀寺線として都市計画変更された。

平成21年、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、県内の既存ネットワークを有効に活用する観点から、広域幹線道路の見直しを行った。当該路線の未着手区間は現道もなく、並行する県道奈良生駒線、国道308号（（都）大宮通り線）及び県道奈良大和郡山斑鳩線（（都）城廻り線）等の道路が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であり、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となった。

今般、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年 奈良県）に沿って、当該路線のうち、（都）国道24号バイパス線より西側の区間（起点～奈良市八条町間）（以下「当該区間」という。）の必要性を検証した結果、現行の4車線の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、当該区間の廃止を行うものである。

（2）変更の内容

（都）大和田紀寺線について以下の変更を行う。

- ・ 起点～奈良市八条町間（L＝約4,810m）を廃止し、起点を奈良市大和田町から奈良市八条五丁目に変更する。また、延長を約8,110mから約3,300mに変更する。
- ・ 路線の名称を「3・3・5大和田紀寺線」から「3・3・5八条紀寺線」に変更する。